

Title	福沢諭吉の憲法論：明治憲法観を中心に
Sub Title	The thought on constitution by Fukuzawa Yukichi : especially focusing on his view on Meiji constitution
Author	小川原, 正道(Ogawara, Masamichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.3 (2011. 3) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110328-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉の憲法論

——明治憲法観を中心に——

小川 原 正 道

- 一 はしがき
- 二 明治十四年の政変の「傷跡」
- 三 『時事小言』における憲法論
- 四 明治憲法の発布と帝国議会の開会
- 五 官民調和の挫折と政治的無関心
- 六 むすびに代えて——晩年の憲法論

一 はしがき

福沢諭吉がその著書において、今日憲法学の対象としている立憲的意味の憲法⁽¹⁾を「憲法」という表現で説明するようになるのは、管見の限り、『分権論』(明治十年)以降である。『西洋事情』(慶応二年〜明治三年)では、マグナ・カルタを「大法の義」と訳し、各国の憲法についても「国法」「法律」「国律」「定律」「律例」といった用

語で説明して、フランス憲法については「立君定律の法」と呼んでいる。アメリカ合衆国憲法制定（一七八九年）から一八〇四年までに行われた三度の修正も、「律例の増補改正」として訳出した。⁽³⁾ 明治二年の『世界国尽』では、政府の体裁のひとつとして立君国家を挙げ、これを立憲君主国家すなわち「定律立君」国家と、「独裁立君」国家とに分けて⁽⁴⁾いる。「会議弁」（明治七年）では「憲法」という用語が用いられているものの、これは集会規則のことを指しており、実際に三田演説会の名称や役員、その職務などを定めたものを「憲法」と称⁽⁵⁾していた。「文明論之概略」（明治八年）でも、世界で試みられてきた政府の体裁のひとつとして立憲君主制を「立君定律」制と呼び、また西洋の封建時代には自由権は貴族のみに帰し、これを制する「国法」が存在せず、その至高性が担保されていた、と説明している。⁽⁶⁾ やはりまだ「憲法」という用語は用いられておらず、この頃までは「国法」「定律」といった用語で表現されていたことがわかる。

ただ、右の用法にみられる通り、「国法」や「定律」に着目する姿勢はすでに確認でき、『分権論』（明治十年）では、アメリカの人民の報国の大義や、国旗の荣誉、「憲法」の得失、さらには地方の議事への関与・関心を「ポリチカル・アイヂヤ」と呼び、これと日本の士族が国事に意を用いてきた伝統的精神とは共通のものがあると説いて、士族の精神の重要性を強調し、さらにアメリカの「憲法」を改正してフランスのようになるとしたら人民は黙止するだろうか、⁽⁷⁾ などと言及することになる。『時事小言』（明治十四年）以降は、もっぱら「憲法」が用いられ、「定律」はその用語自体がほとんど登場することはなく、「国法」については法の一般理論的な側面を示す用語として使われるようになっていく。なお、コンスティテューションはもともとと構造や構成、性質といった意味を持つているため、福沢はコンスティテューションを「政体」と訳し、その政体を規定するものを「憲法」と呼んでいる。⁽⁸⁾

このように、早くから欧米の憲法の存在に着目し、かつ、その重要性に着眼していた福沢は、後述の通り、わ

が国で実際に定められた大日本帝国憲法については、一定の評価を示しつつも、基本的には冷淡な、突き放した態度をとっている。はたして、それをもたらしたのは憲法の内容の問題なのか、あるいは、他に要因があるのか、これが本稿の基本的な問題関心である。

福沢の明治憲法観について論じた論考は意外に少なく、単独でこれを取り上げたものとしては、木村時夫氏の「福沢諭吉の明治憲法観」⁹⁾がみられる程度である。同論文に見るべき点が多いが、基本的に明治憲法発布前後の『時事新報』社説を分析したものであり、福沢の憲法論全体の中に、その明治憲法観を位置づけるといふ俯瞰的視角を欠いている。また、発表後六十年近くを経ており、この間に出版された『福沢諭吉全集』『福沢諭吉書簡集』をはじめとする諸資料、諸研究などを踏まえた議論を、あらためて展開すべきものと考えられる。近年の研究としては、憲法発布・議会開設当初の書簡にみられる福沢の冷淡な態度について、『福沢諭吉書簡集』第六卷の小室正紀・坂井達朗両氏による「解題」が、自身の老境を意識しつつ、政論や政界と一線を画したいという心情が強くなり、政治よりも経済に関心が傾いたためだと指摘している¹⁰⁾。筆者もこれに基本的に賛同するものであるが、明治憲法自体が、福沢自身が巻きこまれた明治十四年政変から生み出されたものであり、その方向性も、福沢が求めていた議院内閣制・政党内閣制を前提としたものではなかったことを考慮するとき、やはり政変の影響や憲法自体の内容についても検討すべきものと思われる。その意味で、『福沢諭吉書簡集』第七卷の川崎勝・西川俊作両氏による「解題」が、福沢が憲法や教育勅語、議会に対して冷ややかで距離を置いた背景として、福沢が提唱していたのはイギリス流の議院内閣制を基盤とした政権交代であり、憲法も初期議会の動向も、福沢の構想していたものではなかった、という指摘¹¹⁾は興味深く、この側面をさらに実証したいと考えている。また、議会開設の前提として人材の要請を必要とし、そのために交詢社などを立ち上げた福沢が、現実の帝国議会開会時点において人材の問題をどのように考えていたのかも考慮すべきであろう。

そこで本稿では、右のような問題意識を持ちながら、福沢の著作や『時事新報』（カタカナはひらがなに直した）、『福沢諭吉書簡集』収録の書簡、さらには『福沢諭吉書簡集』刊行以降に発見された福沢書簡等を用い、福沢の憲法論を整理しつつ、特にその明治憲法観について検討していきたい。

二 明治十四年の政変の「傷跡」

あらためて言うまでもなく、福沢は明治十二年の『国会論』『民情一新』において、英国流の議院内閣制・政党内閣制・二大政党制の導入と、早期の国会開設を訴えた。⁽¹²⁾そして、伊藤博文、井上馨、大隈重信の三参議が政府機関紙発行をもちかけてきたとき、彼らが政権交代を前提とした議會を構想していることを確認した上で、これに協力しようとしたことも、周知の通りである。しかし、大隈意見書問題と北海道開拓使官有物払下げ事件によって明治十四年の政変が起こり、大隈重信と政府に出仕していた福沢門下生が一斉に下野して福沢の構想は挫折するに至り、憲法はプロシア流へと一層傾斜していくことになる。

すでに政変前から、井上毅やロエスレルによって明治憲法の骨格が構想されていたこともよく知られているが、それは、天皇大権、欽定憲法、制限選挙などを前提としたものであった。⁽¹³⁾翌年三月十四日に伊藤博文が憲法調査のために渡欧するが、『時事新報』は、同年三月二日付の社説「伊藤参議を餞す」において、憲法調査のためドイツに赴いて同国の憲法を取り調べるという伊藤に対し、ドイツの「憲法」は条文通りに運用されていない場合も多いだろうとして、「憲法律令の死文」にとらわれず、「其憲法が該国民に向て如何の影響を為す歟を視察」し、文面と運用との実態の乖離やその原因を見極め、その導入がいかなる結果をもたらすかを推察するよう勧告している。プロシア流の憲法に向かっていく政府に対する牽制であった。

さらに同紙は同年五月十七日から六月十七日にかけて「藩閥寡人政府論」と題する論説を連載し、諸新聞の論調などから我が国の氣風を察すると、人民は自由改進黨主義を希望し、「憲法」も自由寛容の趣旨に基づいて英國流にならうべきにもかかわらず、政府は英國流を取らず、プロシア憲法にならう意向のようだととして、前者は「人民自由の国柄」、後者は「帝政武斷の政府」であり、両者は到底相容れない、と政府に警鐘を鳴らした。また、国会開設は官民調和して人民の方向を一にするためであるにもかかわらず、開設前の段階で、むしろ不調和は激化しているとして、国会開設の準備としてもっとも肝要なのは官民調和であり、政府も真正面から人民の議論を圧倒すべきではなく、民権家も一身の不平をもらすために民権の名を借りるのはいかなものかと批判を加えた。その上で、政府は官民和睦のため政治に熱心で有為の人材を在野から受け入れて「新政」を施行し、「寡人政府」ならぬ「多人政府」とすべきである、と訴えた。プロシア流の憲法が自由寛容に反するものであることを警戒し、さらに官民調和を人材登用という形で実現すべく、政府に求めたものであった。それは国会開設への準備に他ならない。

この社説により、「時事新報」は明治十五年六月八日、発行停止処分を受けた。同紙六月十三日付の社説「時事新報発行解停」は、発行停止の経緯について述べた上で、「唯困却なるは我輩の論旨は只社会の調和を目的としたることなるに曩きには民権家に叱られ今又官に叱られたるの一事なり」と、改めて「藩閥寡人政府論」の趣旨は社会の調和にあることを強調し、「左れば尚今後も力を尽して社会の建置經營を謀り其基礎として先づ調和論を主張するより外なる可し」と持論を継続することを宣言している。実際、六月二十三日付から七月八日にかけての社説「時勢問答」では、官民調和の方略について自ら問い、自らそれに答えて、「官民の軋轢を和するの法は人をして政府の地位を羨むの念を絶たしむるに在り」と述べ、学者・有志者が官途を求めるのは資産や衣食を求め人間として当然の行為であるとした上で、榮譽や商工業、学問を行政のみが独占している体制を批判

し、「我輩の願ふ所は……文明の勢に乗して益社会の組織を盛大にし文学技艺なり商売工業なり之を進めて政治社外に独立せしめ以て志士安身の区域を広くするの一事あるのみ」と述べた。¹⁴⁾

こうした官民調和論や人材登用論は、福沢の意を濃厚に反映した論説といつてよからう。¹⁵⁾ 実際、「藩閥寡人政府論」と歩調を合わせるようにして、同年八月、福沢は岩倉具視に書簡を送り、朝鮮で勃発した壬午事変を踏まえて、今日こそ官民調和の好機会であるとして、「在野ノ有力者」を採用して、参事院を拡大、ここで「国事を議すれば、その議院の議員は勅選の「国会議員」となるであろう、と期待を寄せた。さらに、これによって民心が緩和し、民選議院を開くのも容易になるとして、官民調和は焦眉の急であると強調した。¹⁶⁾ 福沢は「時勢問答」連載中の六月下旬にも岩倉に会いに行き、半日にわたって会談し、官民調和論と後藤象二郎の採用などについて説明したという。十四年の政変によって福沢は伊藤、井上と絶縁状態となったが、岩倉とは親密な関係を維持しており、政変の後にも岩倉は福沢をたびたび呼び出し、ひそかに面会しては今回の事態は容易ならぬ動揺だ、などと心情を開陳していたといわれている。¹⁷⁾ 福沢にとっては重要な政府へのパイプが、右大臣岩倉であった。

しかし事態は、官民調和とは相反する方向へと進んでいく。これに対する福沢の慙愧の念については、後述する通りだが、かくもプロシア流の憲法を警戒して英国流のそれを望んでいた福沢にとって、現実の憲法がプロシア流となっていたことは、無念であったにちがいない。しかも、それは自身が巻き込まれた政変の結果生まれた国会開設の勅諭によってもたらされたものであった。

政変の傷跡、ともいふべきものを物語る資料として、明治二十二年一月二十四日付で、当時駐仏公使だった田中不二麿に宛てた書簡がある。『福沢論吉書簡集』には収められていない、最近新たに発見されたものである。ここで福沢は、憲法発布を前に、「聞く所二抛れば、憲法は中々寛大なるもの、由」としながらも、その評価については留保し、「何卒書生代言流之おもちや二不相成様致度」と希望している。さらに、「国会之起源」は「ボ

「ポッター征伐」に胚胎したものだとして、憲法発布は「瓢箪から駒」だと述べ、「征伐人も困り可申候」と予測して、今後国会では薩長が必ずしも相対立せず、「無骨なる武士流」と「利口なる才子事務家流」とが対立し、後者が前者の力を抑えるために「国会の力を借用」するようだと分析を加えた。追伸では、国会熱がよいよ高まることがあれば、どこかへ退去したいと覚悟している、などと隱遁への意欲さえみせている。なお、福沢は書簡中で長州のことを「ロンゲ」、薩摩のことを「ポッター」と呼んでおり、この「ポッター征伐」とは薩摩対策のことを指している。⁽¹⁸⁾

すでに述べたとおり、伊藤、井上、大隈の三参議が福沢に政府機関紙発行を要請し、福沢も多数党に政権を譲渡することを前提とした国会開設の方針を支持してこれを受諾したものの、明治十四年政変による大隈、福沢派の追放によって、新聞発行は挫折、国会開設の勅諭が澳発されて国会開設と欽定憲法の制定が約束された。福沢は政変直後に、政変についての秘録を記しているが、そこには、三参議が国会開設を企てたものの、閣内での合意が得られず、薩摩派の説得にあたったところ抵抗を受け、三参議を打倒する勢いを見せたため、伊藤、井上は狼狽して大隈一人に責任を帰して「薩門に降伏謝罪」し、その「謝罪の土産」に福沢の陰謀説⁽¹⁹⁾（北海道開拓使官有物私下げへの批判、交詢社私擬憲法案を福沢の陰謀とするもの）を作成したという理解をしていた。⁽²⁰⁾ 国会の起源は国会開設の勅諭にあり、その背景には政変があるが、それが薩摩対策の失敗によってもたらされたため、福沢は「国会之起源」を「ポッター征伐」に見出したわけである。そもその国会開設の起源の段階で伊藤・井上に裏切られたため、国会開設の勅諭で制定するとした憲法や、伊藤等に対する醒めた視線が形成され、それが「何卒書生代言流之おもちや二不相成様」「瓢箪から駒」「征伐人も困り可申候」といった表現にあらわれたものと思われる。実際、国会開設の勅諭には欽定憲法の制定がその後尾に付け足されるように盛り込まれており、政変の結果としては、まさに「瓢箪から駒」の印象を与えるものであった。

明治憲法そのものが、自らが巻き込まれた政変の渦中から生まれたという、負の側面を有していた上に、その方向性は英国流ではなく、人民も自らも希望しないプロシア流へと向かっていた。福沢が明治憲法について突き放した態度をとったのも当然といえよう。⁽²¹⁾

三 『時事小言』における憲法論

福沢が、憲法そのものについてそれほどこだわりのもっていないならば、冷淡な発言さえ生まれなかつたかも知れない。しかし、先述の通り福沢は憲法について早い段階から関心を持っていたし、その重要性についても認識していた。

実は、福沢がはじめて本格的に「憲法」という用語を用いて、これを解説したのは、十四年政変と深い関係を持つ『時事小言』⁽²²⁾においてであった。福沢は明治十三年暮れにこれを起筆して翌年七月に脱稿し、十月に刊行されているが、それはまさに政府発行紙問題が俎上にのぼっていた時期にあたっている。福沢は新聞発行が立ち消えになったあと、伊藤、井上に宛てて長文の詰問状を送っているが、そこで本書を「御一読相願度」、そうすれば「伊井ノ二君ト主義ヲ同フスル者ナリトノ事ヲ御発明」するだろうと述べ、本書の内容が気に入らなければ「最早是レ切り」だとさえ述べていた。⁽²³⁾

福沢は本書において、立憲政体とは何かについて解説し、それは、「国に憲法を作り、此国の主人は何人にして此国民は何人の臣民たる可し、此臣民は此国の法に対して何等の義務ある可し、行政の権は何人に帰す可し、議政の権は何人に帰す可し、其人物を選定するには斯の如くす可し、其新陳交代の法は斯の如くす可し云々とて、国民の政治に関係する権限を規則に由て定ること」であると述べている。さらに、民権論者が希望しているのは

「憲法」を定めて国会を開き、「執政」の新陳交代の道を公にすることにほかならないとして、福沢はこの「執政」交代のもっとも危険なありかたとして武力反乱を、そして「その方法の最も滑なるもの」として「英国」の例を挙げた。そして、目下の民情に因應する方法は、「憲法」を定めて国会を開設するほかないとして、圧制でも寛大に過ぎるでもない、バランスのとれた政権を運営するには、聖人による統治ではなく「憲法」制定と国会開設による選挙と厳正な政治を施行する以外にない、と主張する。もし政権が圧制に傾くときは選挙によって政権を交代させればよく、こうして国会によって厳正な施政が生まれるのだ、と福沢は強調した。

厳正な施政を目指して、かくも英国流の憲法制定と国会開設、政権交代を重視していた福沢にとって、その期待が薩摩派の抵抗によって退けられ、憲法がプロシア流へと傾いていったことは、遺憾としかいいようがなかったにちがいない。

さらに福沢を落胆させたのは、国会開設の勅諭以降の、官民の不調和であった。先述の通り、そもそも福沢は英国流の憲法と、国会開設による官民調和を求めていた。しかし、明治十五年の段階で彼が懸念していたように、官民調和は官民双方の対立によって実現していなかった。同年に刊行された『時事大勢論』²⁴でも福沢は、国会開設の詔後も民間に残っている「不平」を警戒し、このままでは官民の対立が激化して、国会開設が頓挫するか、開設しても混乱すると危惧して、「官民の調和を待たずして国会を開かんとするも」相互の対立が激化すると予測している。だからこそ彼は、調和の策として「官」による「民」の人材採用や、行政による榮譽や商工業、学問への干渉の是正を訴えたのである。

以後も『時事新報』は官民調和の必要を訴え続け、明治二十年十二月二十六日付社説「官民調和論」では、『時事新報』の政治上の主義は「官民の調和論」にあり、政府と人民は疎外、怨望することなく、「官民相互に敬して各その本分を尽す可し」と訴え、それが今の時代に国光を維持する大本だと主張した。たとえ陳腐だと思わ

れても、これを再三反復せざるを得ないとこの社説は結ばれ、同月三十日付の社説「今後を如何せん」でも、保安条例（同年十二月二十五日制定・施行）による民権家の追放後の方向として、「我輩は尚ほ官民の調和論を執て変ぜざる者なり」と自説を再論した。政府に対しては民間の議論に寛大な態度を求め、民間の政治家に対しても政府の地位ではなく日本帝国の国益を優先し、政府側と打ち解けるよう説得するのが、あくまで同紙の立場であった。

四 明治憲法の発布と帝国議会の開会

明治二十二年二月十一日、ついに大日本帝国憲法が発布された。この日付の『時事新報』は、巻頭に発布式の絵図を全面広告として掲げ、号外で憲法を印刷頒布することを宣言した。さらに、この翌日から二月二十二日まで、福沢は『時事新報』紙上において「日本国会縁起」と題する論説を掲載している。⁽²⁵⁾そこでは、憲法発布は「国民無限の幸福」であり、「皇室の尊厳」が人民を調和させた功德によるものだと賞賛し、参政権の付与という意味ではこれを高く評価しつつ、自分は憲法を是非する態度をやめる、として内容についての論評を避けている。憲法発布について一定の評価をしつつも、具体的な論評を避けているわけだが、先述の田中宛書簡でも福沢は憲法の評価について留保していた。こうした態度はおそらく、英国流の憲法構想が挫折した結果としてもたらされた明治憲法に対する、突き放した姿勢を示しているように思われる。福沢の関心はすでに、これが官民調和の機能を果たすかにあてられており、この連載でも、むしろ実際の運用の問題に関心があるとして、徐々にためして効果を発揮するであろうと主張している。

また、政府が憲法発布と国会開設を決意したのは、国民大多数の主體的な要求によったわけでも、自由民権運

動に屈したわけでもなく、政府が部内の「新進の壮年輩」や「武流」を国会の力によって封じようとしたこと、在野の旧友に地位を与えようとしたことに起因していると解説し、国会開設要求も、官途につけなかつた士族や学者が政府を困らせようとする無益の悪戯にすぎないと指摘した。ここにも、憲法・国会に対する冷淡な姿勢を見て取ることができよう。憲法も国会も「ポットート征伐」という権力闘争の結果としてしかみていなかった福沢にとって、こうした言説が表面化するのも当然であった。

なお、『時事新報』記者の桑田豹三は、明治憲法の意義を国民に周知させるためとして、西洋各国の法典と比較しながら逐条解説を加えた「帝国憲法義解」を明治二十二年二月十六日から四月三日にわたって同紙に長期連載している。重要と思われる条文についてのみその解説をみてみると、まず万世一系の天皇が大日本帝国を統治するとした第一条については、「万世一系の天皇此国に君臨あらせ玉ふ……誠に他国に比類なき美事なるかな」とこれを肯定し、「天皇は神聖にして侵す可らず」とした第三条についても、天皇が神聖で侵すべからざることはいうまでもないが、成文法をとる以上、これを明記するのは肝要だと説明している。統治権の総覧者としての天皇を規定した第四条については、「其統治権も矢張此の憲法の範圍内に於て執行さる、ものと解得して可なる可し」と、あくまで天皇の統治権は憲法の範圍内にあると述べ、議会の協賛をもって天皇は立法権を行うと定めた第五条については、「協賛」とは「Consent」、すなわち「予め議会の承認を要する」ことを意味しており、臣民の政治参加の基本を規定していると説明した。法律はすべて帝国議会の協賛を経るとした第三十七条についても、議会の立法参与権を確かなものにした規定だとし、議会の予算審議権を規定した第六十四条についても、臣民が納税の義務を負う以上、国費を国民が支弁し、国会開設後は歳入・歳出について協賛するのは当然であり、もし議会が予算を修正するならば、政府はこれに従わざるを得ないと強調している。『時事新報』の憲法解釈として注目すべき連載であろう。

実際に明治二十三年十一月二十九日に憲法が施行され、帝国議会が開設されると、翌月十日から二十三日まで十二回にわたって『時事新報』社説として「国会の前途」²⁶⁾が発表された(明治二十五年六月に、同じく『時事新報』社説として連載された「国会難局の由来」「治安小言」「地租論」とあわせて「福沢諭吉立案」として刊行された)。福沢はここで、「我日本社会の歴史を詳にし其政事人事の由来に照らして国会の前途を推察するときは、必ずや上首尾なる可しと断言せざるを得ず」と国会の先行きについて楽観的な展望を示し、立憲政体とは「一国最上の権を憲法に帰して、国民の敢て之に違背するを許さざるのみならず、君主と雖も之に背かざるを約し、恰も君民の間に一種絶対の権力を安置して双方共に其制裁を受るの姿」であるとして、「憲法」を最上に置いて君主も国民もこれに従う体制であり、一局に権力を集中させない「中庸」「平均」を保つものだと述べている。「帝国憲法義解」と同様の趣旨であった。

この立憲政体の例として、英国では実際の政権は下院が担っているものの、貴族による上院も存在してこれを制することが憲法上許されているが、実際にはそうした運用の例はなく、もしあれば英国国民が許さないであろう、と下院優先主義を強調している。また、アメリカ合衆国憲法に規定される議会と大統領の権限についても詳論し、現実の運用は柔軟な憲法解釈によって行われているとした上で、我国の憲法も文字通りに運用すれば政府と人民が相互に衝突する可能性があるため、成文法のみならず習慣法を重視してきた日本の伝統を生かし、「着実寛大の気風充滿」することを期待した。それは、柔軟な憲法解釈による、国会における官民調和の実現を期待するものであった。福沢は、明治憲法であつても、その解釈・運用如何によつては、将来的には英国流の議会政治、政党内閣に近づけることができると考えていたのである。²⁷⁾

五 官民調和の挫折と政治的無関心

しかし、実際に国会がはじまってみると、福沢が懸念していた官民衝突が現出した。第一議会では予算案をめぐって民党と政府が対立し、このときは土佐派を切り崩して政府は乗り切ったものの、翌年十一月からの第二議会でも再び予算案をめぐり紛糾し、松方正義内閣は衆議院を解散した。民権派と政府の対立という意味では、田中宛書簡に記した福沢の予想はある意味的中したわけだが、彼にとってみれば、官民不調和のまま国会開設に至ったことは遺憾であり、その原因を追及せざるをえなかった。

第二回衆議院選挙戦中に執筆された「国会難局の由来」⁽²⁸⁾(明治二十五年一月二十八日から二月五日まで『時事新報』社説として連載)では、国会開設は明治十四年の政変の渦中で決定され、そもそも政界の「病氣中に妊娠」したもので、発足後も混乱するのは当然とした上で、国会を混乱させている根本要因は、官民不調和のまま国会開設に至ったことにあると分析し、「政府が国会の開設を約束してより以来九箇年の其間に、官民調和の注意を忘れて、正しく其反対の方針に向ふたる不養生に在り」と追及した。政府は官民調和に逆行する政策をとって民心を損なつたとして、私立学校軽視、儒教教育、集会条例、極端な欧化政策、維新功臣への授爵、保安条例など例に挙げて批判し、また民党の議論も国家の利益につながらず、感情的に政府を困らせようとしているとこれを攻撃、官民衝突の激化による武断政治の出現を警戒して、福沢はあらためて官民双方に調和を求めたのである。

すでに『時事新報』は明治二十一年四月二十一日付社説「国会の準備」において、国会開設の勅諭後も官民双方の關係は疎遠であり、国内全般の空氣は不調和の色を帯びていると懸念し、このまま国会を開設しても成果は挙がるだろうかと指摘していた。二十二年四月二十七日付社説「国会準備の実手段」でも、国会開設にあたって必要な準備として政府が決断すべききなのは官民調和であり、その不調和は政府部内の調和を失うことになり、

国会でも紛争が巻き起こると警告している。二十三年二月十一日付社説「憲法一周年期」においても、国会開設にあたり最も重要なことは「官民の調和」であるにもかかわらず、十四年の詔勅後の政治社会全体は保安条例の制定などで調和をなさず、官尊民卑の弊を依然として引きずり、民間の不満は鬱積してきたとして、官民調和は全く進歩してこなかったと痛論している。「国会難局の由来」は、実際の官民衝突を受けて、これらを再論した格好であった。

また、この「国会難局の由来」では、「爰に驚く可きは、我憲法の完全にして国民の権利を重んじ遺す所なきの一事なり。凡そ世界各国に憲法多しと雖も、真に文明の精神を籠めて善美なるものは我憲法を除きて他に多きを見ざるることならん」と、憲法について高い評価を与え、明治二十五年二月二十八日から三月四日まで連載された「治安小言」⁽²⁹⁾でも、議会の予算案否決について、「憲法は国家の至宝、これに手を触るゝを許さず。左ればとて国会が此憲法に抛り多数を以て決したる其決議は、即ち政府の運動を許さず」として、憲法の規定に基づく国会の決議はあくまで尊重すべきだという立場をとり、予算案のみならず法案もまた同様であり、いまやどんな政治家でも議会で多数を得なければ政府に対抗することができないと述べた。それまで憲法の具体的な内容についての論評を避けてきた福沢だが、いよいよ議会在が発足してその運用がはじまったことを受けて、やや踏み込んだ発言をしたとみるべきであろう。かつて『時事新報』は、明治二十一年十一月十六日付社説「政府に於て国会の準備は如何」において、憲法を政府側が定めている以上、これによって国会議員の権限を抑制して政府の施政を妨げさせず、議会の立法権も既成の法律の変換権に留め、予算議決権についても予算案の削減権を認めないといった制限を加えられることを懸念していた。こうした点からすれば、憲法第三十七条の立法権や第六十四条一項の予算審議権の規定は評価されるべきものであり、また、その権限はあくまで尊重されるべきものであったにちがいない。こうした見解は、すでに、みた「帝国憲法義解」とも共通するものであった。

これらの言説をみると、明治憲法に対しては一定の評価を示しつつ、その発布に際しては突き放した態度をみせ、国会による官民調和という持論については、あくまでもこれを堅持し続けて、根気強く政府と民間に呼びかけ続けているようにみえる。実際、こうした姿勢を示すように、『時事新報』明治二十四年一月二十六日付社説「国会開設既に遅し」は、「憲法」は西洋諸国に示しても恥ずかしくない、「文明の主義」を採っているが、「官民調和」の一事にいたっては「全く反対に逆行」しているとして、立憲代議政治実行のため、政府には位記・爵位を廃するなど、民間の人望を得る政策を採るよう求めていた。

『時事新報』の紙面構成自体、先述の通り、憲法発布をかなり大きく報道して号外を出し、詳しい解説まで加えていた。これは、発布当日付の紙面で「祝憲法発布 寶祚万歳 国民多福」の大見出しを掲げ、「憲法私解」として解説を連載した『郵便報知新聞』や、やはり発布当日に「千載一遇の祭典」と題する社説を掲げて、翌日から「憲法論」と題する社説を連載した『毎日新聞』、発布当日に号外を出した『大阪朝日新聞』や、社説で「通俗憲法注釈」を連載した『東京朝日新聞』などと比しても、特に違和感のない、当時としては一般的な紙面作りであった。発布当日に号外を出し、「憲法の発布を祝し併せて本社初の志を述ぶ」の社説を掲げた『読売新聞』も、高田早苗による「通俗大日本帝国憲法注釈」を連載している。『時事新報』は、以後も憲法や政府、官民のあり方について、右のように積極的に説き続けた。

こうした紙面構成と憲法発布当時の福沢自身の感覚とは、少なからぬ距離感がある。実際のところ、『時事新報』の紙面でこうした政治論を展開するのには、福沢はあまり乗り気でなかった。明治二十三年八月三十日付の清岡邦之助（三女・俊の婚約者）に対し、福沢は「政治の話ハ頻りにして、新聞紙も忙しき次第、実に小児の戯、馬鹿馬鹿しき事なれども、馬鹿者と雑居すれば、独り悟りを開く訳けニも参らず、時事新報ニも毎度つまらぬ事を記し候事なり」と告白している。³⁰⁾新聞経営者として、馬鹿馬鹿しいと思いつつも、読者の期待に応えて

政治論を展開せざるを得ない、というのが本音で、それが反映されたのがあの紙面構成だったのである。

こうした「政治的無関心」を示すように、憲法発布・議会開設前後の福沢の私信には、政治的事柄に対する冷めた視線と、一方で、実業に対する関心とを見て取ることができる。たとえば明治二十一年八月二十四日付の書簡田中不二麿宛書簡では、「二十三年之国会ハ、ほんとふニ開設する事と見へ、幸橋内、モト三条邸之地面へ普請を致し居り候。田舎芝居ニ而も、芝居ハ則芝居なり。来年より世間ハ賑々敷相成候事と被存候」と、国会を田舎芝居と称しているし、⁽³¹⁾ ニューヨークで事業を営んでいた森村豊等宛書簡（明治二十一年十一月六日付）でも、憲法国会も成立する様子で、政治社会は忙しいようだが、「天下無数無銭のポリチシヤン、赤手奔走之事ならん、何卒諸彦は其辺に御構なく、貨殖専一之御事と存候」⁽³²⁾ と記し、サンフランシスコにいた日原昌造宛の書簡（明治二十二年三月十日）でも「憲法発布以来、朝野共に政談のみ……傍にて見物も随分面白く存候」⁽³³⁾ と突き放した態度を表明している。明治二十二年十月十八日付で北海道石碓鉄道に宛てた書簡でも、「ほんとくに国会を開く積りならん。如何なるものが開けるやら見物可致と楽しみ居り候」と見物人を決め込んでいるし、⁽³⁴⁾ 明治二十三年一月十九日付の小田部武（長女・礼の夫）宛書簡でも「当年は国会開設、博覧会等に而、別し而賑ひ候義に可有之。私も次第二年をとり、可相成ハ世事に關係せずして、引込之思案を運らし居候事ニ候」と述べ、⁽³⁵⁾ さらに明治二十三年七月八日の山口広江宛書簡では衆議院議員選挙について「日本国中選挙の騒ぎ、実に小児の戯か大人の発狂か、驚人候事共なり。小生杯はこんな事に心身を勞する積りも無之のならず、次第に年をとれば少しは閑を偷み度」と、まるで子供の騒ぎか大人の発狂かと突き放した視線を示して、自ら老境に入って距離をとりたい姿勢を示している。⁽³⁶⁾ 第二議会における衆議院解散に伴う総選挙に際しては、清岡邦之助に「日本ハ政治論而已。昨年国会も解散して、昨今ハ再選之最中なり。民党と云ひ官党と申シ、孰れか是非、更ニ相分り不申。先ツ時事新報文ケハ独立シテ平氣二世の中を渡り候次第」と書き送り、選挙戦からは距離を置く姿勢を表明している。⁽³⁷⁾

この間の明治二十二年二月十一日付、すなわち憲法発布当日に『時事新報』に掲載された漫言「憲法発布うはさの区々」にいたっては、「けんぼう様」とはありがたい上方の仏の一種だとか、「憲法」とは金でできた重たい「劍棒」のことで、そのために天皇から「剛の者」である黒田清隆首相に下されるのだとか、「憲法発布とか云ふナア、その絹布の法被の事かへ」、などと勘違いしている庶民の姿を面白おかしく描き出している。⁽³⁸⁾

こうした態度には、すでに老境を意識しつつ、政論や政界と一線を画したいという心情が表れており、政治よりも経済に傾いていた関心が示されていると指摘されている。そこには、「天下無数無銭のポリチシヤン」と揶揄しているように、議会制度の基礎は産業資本家をはじめとする中産階級にあるにもかかわらず、日本にはそれが欠落しているまま議会制度が発足している、という認識も存していた。その一方で、こうした書簡の多くは実業家に宛てられ、かつ、その事業を応援する内容が含まれており、福沢は経済問題については強い関心を抱き、書簡でも地方経済の状況や物価、株式市場への関心を示し、自らも鉄道・鉱山・不動産への投資に取り組んでいた。実際、福沢は明治二十二年に東京市の名誉参事会員を辞し、第一回衆議院選挙に際しては『時事新報』に投票辞退の広告を掲載している。⁽³⁹⁾

福沢の政治的無関心の要因となったのは、こうした年齢や経済への関心、また政治的主体の欠落という認識とともに、そもそも自らが排除された政変によって生まれた憲法が、一定の体裁を整えていたとはいえず、あくまで英国流ではなくプロシア流を志向していたこと、さらに、長年訴えてきた官民調和が眼前で機能不全に陥っていたこともあったにちがいない。⁽⁴⁰⁾ 福沢は国会開設後に、政府の民間弾圧政策を難じたが、実際にはそれを逐一同時代において体験し、時事新報はたびたび発行停止処分を受け、保安条例では自らが追放されそうになった。そうした政治に対する失望の蓄積も、こうした現実政治への冷淡な態度の背景のひとつになったと思われる。

政治的主体の欠落、ということについて付言すれば、すでに拙稿において述べたように、福沢は議会の本質で

ある演説や討論の習得には時間がかかると考え、こうした資質を整えさせるべく、交詢社の設置や演説結社の結成などを進めていた。⁽⁴¹⁾ その観点からすると、国会開設という段に至っても、いまだ交詢社の知識交換、世務諮詢という使命は果たされたとは言いがたかった。明治二十二年四月の交詢社第十回大会で福沢は、「彼の国会開設の一挙にても、社会の風潮は一層の昂激を致して人の行路はますます多岐なる可ければ、静に政治結社外に居て人事百般の知見を博くし、時に臨んで之に應ずるの覚悟は実に欠く可からざるの要用なる可し」と述べ、不偏不党、多種多様な職業の人々が結集して知識の交換と世務を諮詢する交詢社の意義を力説している。⁽⁴²⁾ 肝心の政治的主体が確立される前に、人々は国会開設の風潮に熱を上げ、混乱している——⁽⁴³⁾。こうした危機感は、国会を規定した憲法を機能不全に陥らせるという懸念をもたらしにちがいない。実際、前掲の社説「国会開設既に遅し」は、完備された「憲法」を設定しても、「議員は幼稚無謀」で、これに順応できておらず、外国の笑い物になると喝破している。だからこそ福沢は、憲法に基づく議会政治を支える政治的主体の確立⁽⁴⁴⁾、そのための職業横断的な人々による知識見聞の拡大こそが重要であると訴えたのであろう。

六 むすびに代えて——晩年の憲法論

福沢にとって憲法とは、本来、君主や国民を拘束し、国民の自由を保障、その義務や権利、とりわけ議会に立法参与権や予算審議権を認め、政権交代のありかたを規定するなど、国家の統治構造を定めるものであった。その福沢は明治憲法発布当時、憲法に対して突き放した態度をとり、その関心は政治そのものよりも経済や人材育成に傾いていた。しかし、憲法そのものは一定程度評価していたし、これを遵守した議会運営を望んでいた。こうした憲法論は、その後どのような展開を見せていくのであろうか。

明治二十九年二月二十六日から翌三十年七月四日にかけて、『時事新報』に連載され、七月二十日に刊行されたのが『福翁百話』⁽⁴⁵⁾である。政権は第二次伊藤内閣から第二次松方内閣、帝国議会は第九回通常会の会期中から第十回通常会の会期後に相当している。ここで福沢は、立憲君主国家における憲法の重要性について繰り返し説いた。すなわち、「立君定憲の国」には君主のほかには憲法という貴いものが存在し、その「尊き所以」は、「民の公心を代表し社会全般の私を制して安寧を得せしむるが故」だと説明し、一方「独裁国」は君主のみをもって「国民公心の代表者」とし、アメリカなどの「共和政国」は「全く君主なくして単に憲法に依頼する」ものであり、とりわけアメリカは「木像にも画像にも直に仏体を見ずして、単に憲法と名くる二字の名号を掲げて之を崇拜するものなり」としている。また、「立君定憲の政体」は君主以外に憲法に重きが置かれているが、君主を「至尊」として国民が重んずるのは天然の情であり、英国ではその気風が強いと述べた。福沢は英国社会における女王の重要性や君主の統合機能について説き、「立君の必要以て知るべし」とした上で、英国民が女王を尊崇するのも米国民が憲法を大切にすることも同じことだとしている。すでに『帝室論』や『尊王論』で帝室の重要性について説いた福沢にとっては、違和感のない議論であろう。立憲君主国家において、この君主とともに「民の公心を代表し社会全般の私を制して安寧を得せしむる」とされたのが、憲法であった。

やはり『時事新報』に連載（明治三十年九月一日～三十三年二月十一日）され、福沢没後の明治三十四年四月に単行本として出版された『福翁百餘話』⁽⁴⁶⁾でも、福沢は同趣旨の議論を展開し、「独立の忠（九）」において、君主が仰がれるのは「社会公心の集点と為し、不完全なる民心をして帰する所を一にせしむるが為め」であり、共和国においてはこれに代わって「憲法」が存在していると説明している。

帝室と現実政治とを切り離し、前者が権力闘争に巻き込まれない環境の中で、その権威をもって社会秩序の維持を図るべきだと考えていた福沢にとって、憲法もまた、同様の社会安定機能を託されていたものであった。そ

れだけに、憲法制定そのものは歓迎すべきものであったし、それ自体評価すべき点もあったが、やはりその内実が当初の英国流という期待から外れたものであったことは、晩年に至るまで、浅からぬ「傷」を福沢の胸に刻んでいたにちがいない。晩年のこれら著作において、憲法の意義について一般論として語るにとどまり、明治憲法それ自体について言及していないのは、そのためではなからうか。

- (1) 芹部信喜『憲法新版』(岩波書店、平成九年)、五頁。
- (2) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一巻(岩波書店、昭和四四年)、二七五―六〇八頁。
- (3) 清水伸「福沢諭吉と大隈重信―明治憲法と時事新報を中心として」(『福沢諭吉年鑑』五、昭和五三年一月)、一三頁。
- (4) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二巻(岩波書店、昭和四四年)、六六五―六六六頁。
- (5) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第三巻(岩波書店、昭和四五年)、六二九―六三一頁。
- (6) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四巻(岩波書店、昭和四五年)、四三―一三六頁。
- (7) 前掲『福沢諭吉全集』第四巻、二三七―二四四頁。
- (8) 前掲『福沢諭吉と大隈重信』、一八頁。こうした福沢の「国法」「憲法」観を考察するにあたり、岩谷十郎教授(慶應義塾大学法学部)より貴重なご教示を得た。記して感謝申し上げる。
- (9) 木村時夫「福沢諭吉の明治憲法観」(『史観(早稲田大学史学会)』第三九号、昭和二八年六月)。
- (10) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第六巻(岩波書店、平成一四年)、四一七―四四一頁。
- (11) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第七巻(岩波書店、平成一四年)、四〇五頁。
- (12) 福沢の民選議院設立建白書への反応や議会論の変遷については、拙稿「福沢諭吉の議会論」(『法学研究』第八三卷一―号、平成二二年一月)、参照。また、福沢の議院内閣制・二大政党制・政党内閣論については、坂野潤治『近代日本の国家構想』(岩波書店、平成二二年)、山田央子『明治政党論史』(創文社、平成二二年)などに詳しい。
- (13) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻(有斐閣、昭和三五年)、四八四―四九一頁。

- (14) 日本人が官途を求めるとの弊害については、この後も繰り返し『時事新報』が論じている。たとえば明治一九年二月七日付社説「日本の官途は榮譽の源にあらず」は、日本国内では官途は尊大で無敵のように見えるけれども、それはあくまで国内だけにしか通用せず、外国に一步踏み出せば尊大の光も消散して跡を見ないと指摘し、官途内の高低はあくまで官途内のそれにすぎず、人民の地位を示すものではないと喝破している。翌日付の社説「日本の官途は利益の源にあらず」でも、有意な人材が官途に就けば平凡な人々と玉石混淆となつて特別の働きをすることができなくなるのは明らかであり、この道で財産をつくらうなどとは思ひもよらないことで、文明男子のとるべき選択ではないと述べている。
- (15) 『時事新報』は明治一五年三月に発刊されたばかりで、当時福沢は「本年三月ヨリ時事新報発兌。……毎日随分忙はしき事共に御座候」(明治一五年五月二十九日付田中米作宛書簡、慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第三卷、岩波書店、平成一三年、二〇七頁)と、社務に精励していた。
- (16) 前掲『福沢諭吉書簡集』第三卷、二二四―二二六頁。
- (17) 石河幹明『福沢諭吉伝』第二卷(岩波書店、昭和七年)、四八六―四九八頁。
- (18) 「福沢諭吉関係新資料紹介 福沢諭吉書簡」(『近代日本研究』第三三卷、平成一九年三月)、二五五―二五七頁。
- (19) 交詢社私擬憲法案は、『交詢雜誌』第四五号(明治一四年四月二五日)に掲載され、後続の私擬憲法案に多大な影響を与えたことで知られている。小幡篤次郎、中上川彦次郎、馬場辰猪、矢野文雄など慶應義塾関係者が起草したものであるとされ、英国流の議院内閣制、政党内閣制度の導入を眼目としているため、当時、その背後に福沢がいることは当然想像された。実際に福沢が関与したかどうかについては、本文の通り福沢自身は関与を否定する趣旨の記述を残しているが、矢野文雄の伝記(小栗又一編『龍溪矢野文雄君伝』春風堂、昭和五年、一五二―一五三頁)には、小幡が福沢に憲法研究をして朝野の参考に供すべきだと進言して福沢もこれに同意し、憲法案の起草が進められたと記載されており、実態はいまのところ不明である(前掲『明治憲法成立史』上巻、三八二―四六四頁、家永三郎他編『新編明治前期の憲法構想』福村出版、平成一七年、五八―六〇頁、交詢社編『交詢社百年史』交詢社、昭和五八年、一六三―一八三頁、前掲『福沢諭吉と大隈重信』一九―二〇頁)。
- (20) 「明治辛巳紀事」(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二〇卷、岩波書店、昭和四六年)、一三三―一三四頁。

(21) この田中宛書簡を最初に紹介した鈴木栄樹氏も、この書簡から明治一四年の政変によって受けた「傷」、政治に関わることへの「ある種のトラウマ」を読み取り、「瓢箪から駒」といった表現に「醒めた見方」の存在を指摘している(鈴木栄樹「福沢論吉と田中不二麿再論(三)」『福沢手帖』第一二八号、平成一八年三月、一四頁)。福沢は、政変において決裂した伊藤とは明治三二年まで、井上とは二五年まで、絶交状態となった。また、政変で背信し、文部行政にあつても慶應義塾を冷遇した門下生の九鬼隆一を終生許さず、一七年九月に九鬼が駐米公使として赴任するに際して挨拶に訪問した際も取り合わず、二九年一月に帝国ホテルでの集会に九鬼を招待する事務上の手落ちがあつた際には、担当者を厳しく叱責し、「隆一の老生に対する致方は全く賤丈夫の挙動」とか、「衆人中に隆一あるも座上に犬ころの居るが如し」などと罵倒した(明治二九年一月一五日付岡本貞休宛書簡、慶應義塾編『福沢論吉書簡集』第八卷、岩波書店、一四二—一四三頁、平成一四年、前掲『福沢論吉全集』第二一卷、五九六、六七八頁)。福沢にとって一四年政変とは、それほど深い傷跡を残すものであつた。

(22) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第五卷(岩波書店、昭和四五年)、九五—一三二頁。

(23) 前掲『福沢論吉書簡集』第三卷、一四七—一五九頁。なお、『時事小言』に関する詳しい紹介論文が「apan Weekly Mail」紙の明治一四年一月二六日から翌年一月二日まで英文で掲載され、これを読んだウィーン大学教授のローレンツ・フォン・シュタインが明治一五年三月下旬、福沢に書簡と自著を送付した。『時事新報』に掲載されたその書簡の和訳には、このような日本の政体改良のために大切な著書を欧州の言語に翻訳すれば、政治学のためのみならず、広く日本の名声を世界に発揚することになるにちがいない、と高く評価している。これに対して福沢は、『時事小言』とともに英文の礼状を送った。早島瑛氏によれば、シュタインは、『時事小言』において福沢が国権のために「内安外競」を提唱した部分が、東アジアの発展途上国であつた日本の政治論として最も適切であるとして感銘を受けたようである。また瀧井一博氏は、シュタインは当時、日本の歴史と発展に大いに関心を持ってその法制史や国制の研究に従事し、ウィーンの日本公使館とも接点を持ち、さらに、近代化を進める日本で自説を実践したいという「野心」を抱いて、日本に関する情報収集に努めており、福沢の『時事小言』に目をとめたのも、その象徴であると指摘している。周知の通り、シュタインはこの後、八月から一〇月にかけて伊藤に談話、講義を授け、その立意制や行政についての理解に多大な影響を与えることになるが、皮肉なことに、その伊藤と福沢とは、政変によって離反

していた（早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた福沢諭吉の書簡について」、近代日本研究会編『年報近代日本研究』第二号、山川出版社、昭和五年二月、所収、二七一―二九六頁、瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』講談社、平成一五年、一一二―一四頁、同『ドイツ国家と明治国制―シュタイン国家学の軌跡』ミネルヴァ書房、平成一一年、一一〇―一二頁、同『明治国家をつくった人びと―福沢諭吉とシュタイン』『本』三三卷八号、平成二〇年八月、一六一―一七頁、前掲『福沢諭吉書簡集』第三卷、二〇九―一二二頁、慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二卷、岩波書店、昭和四六年、三六八―三六九頁）。

(24) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二三三―二五五頁。

(25) 「日本国会縁起」については、『時事新報』明治二二年二月一付広告欄で、国会の起源について「福沢先生も曾て見る所のものあれば今度憲法発布の機に際し一応拝読の上平生の腹案を筆記して日本国会縁起と題し明十二日より続々数日間の社説にて掲載す可し」と記しており、福沢の腹案を筆記したものであることがわかる。なお、この頃の『時事新報』社説の執筆状況について、明治二〇年七月に社説担当となった石河幹明は、「二〇年頃から先生の指導の下に専ら社説を草することになった。当時『時事新報』の社説は先生が自ら筆を執られ、或は時々記者に口述して起草せしめらるゝこともあったが、其草稿は一々厳密なる修正添削を施された上、紙上に掲載せしめられた」と回想している（慶應義塾編『続福澤全集』第五卷、岩波書店、昭和九年、七三七頁）。明治二一年七月二五日付高橋義雄宛書簡（前掲『福沢諭吉書簡集』第六卷、三九―四一頁）、同年八月二七日付中上川宛書簡（同前、五二頁）、明治二二年六月二一日付中上川彦次郎宛書簡（同前、一四九頁）、明治二三年一月八日付中上川宛書簡（同前、二二八頁）、同年二月四日付石河幹明宛書簡、明治二四年一月七日付中上川宛書簡（前掲『福沢諭吉書簡集』第七卷、八頁）、明治二五年三月一九日付石河宛書簡（同前、一五六―一五七頁）、などは、そのことを示しており、本稿で取り上げるこのころに発表された『時事新報』の社説にも、福沢が少なからぬ関与をしていたことをうかがわせる。

(26) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六卷（岩波書店、昭和四五年）、三一―七〇頁。

(27) 前掲『福沢諭吉の明治憲法観』、五三頁。実際、『時事新報』明治二二年三月一五付社説「政党以外の内閣」は、政党内閣でない内閣が成立する、すなわち藩閥政府が継続していくことは、今後の立憲政治の定着にとって「多少の疑なきを得ず」と述べ、維新の功臣の第二世代の政治家が入閣する頃には、「政党内閣と為らざるを得ず」と予言し

ている。その意味で、福沢が脳溢血で倒れる直前に日本最初の政党内閣として第一次大隈内閣が成立したことは、歓迎すべきものであったにちがいない。政権発足直後の明治三一年六月二十九日付『時事新報』社説「新内閣の新色」は、新内閣は「政党内閣の形をなしたるもの」であり、これは「目出度き次第なりと申す可し」と歓迎し、これを機会に大臣が率先して爵位・勲章を辞退して「民党政府」の実を示し、「大臣」「官」といった名称も「支配人」「取締役」などの一般の用語に改めて官尊民卑の弊習を一洗すべきだと期待した。周知の通り、与党・憲政党は旧自由党系と旧進歩党系の内部対立が激しく、結局この内閣は短命に終わるが、『時事新報』も七月三〇日付社説「新内閣の内情易からず」において、憲政党は「混然同化の実を見ず」として「自由進歩両派の対立」を懸念し、政党内閣が瓦解して「憲法中止」や「超然内閣」への回帰に陥ることを警戒して、両派の融和を勧告していた。福沢は「新内閣の内情易からず」の頃の『時事新報』の社説も、自ら執筆するか、社説記者に起草させたものを校正しており（明治三二年六月一日付石河宛書簡、慶應義塾編『福澤論吉書簡集』第九卷、岩波書店、平成一五年、三四―三五頁、同年六月二七日付土屋元作宛書簡、同前、三五―三六頁）、「新内閣の内情易からず」については福沢による加筆原稿が確認されている（西澤直子「中村梅治旧蔵福澤論吉加筆の時事新報社説原稿について」『福澤論吉年鑑』第二号、平成七年、二三頁）。ともあれ、この政権が一月に瓦解する二カ月前に、福沢は脳溢血を発症して倒れることになる。

- (28) 前掲『福澤論吉全集』第六卷、七三―九四頁。
- (29) 前掲『福澤論吉全集』第六卷、九七頁―一二二頁。
- (30) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、三四七頁。
- (31) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、五〇頁。
- (32) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、六八―六九頁。
- (33) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、一一五頁。
- (34) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、一七八―一七九頁。
- (35) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、二二二頁。
- (36) 前掲『福澤論吉書簡集』第六卷、三二〇頁。
- (37) 前掲『福澤論吉書簡集』第七卷、一四八頁。

- (38) この漫言も、書簡の内容との整合性からも、福沢の意を濃厚にあらわしたものとみてよからう。
- (39) 前掲『福沢諭吉書簡集』第六卷、四一七—四四一頁。
- (40) それでも『時事新報』は、官民調和を呼び続けた。明治二四年二月六日・七日付社説「改むるに憚ること勿れ」では、それまで同紙に掲載してきた官尊民卑の打破、官民調和の実現についての社説を再掲載し、「我輩が官民調和國家安寧の為に年来言論の責を尽くしたる其精神は……時事新報旧来の所論に徴しても其一班を知るに足る可し然るに政務当局の人々は之を読みしや読まざりしや」と訴え、自由と平等、人権尊重と門閥打破の主義を唱えて、「當局者は之に就て如何なる所見ありしや」と問うている。
- (41) 前掲「福沢諭吉の議會論」、六二頁。
- (42) 福沢諭吉「明治二二年四月二一日交詢社大会に於て演説」(『時事新報』明治二二年四月二四日付)。
- (43) 前掲の「国会の準備」では、世の有志者は国会の準備として政治制度を議することに汲々としているが、本来はまず「人權の基礎」を固めることこそが重要であり、それを頻りに唱えてきたにもかかわらず、これを心に留める者が少ないとして、「文明の世界に不相当なる時相」が現出していると指摘していた。人權の重要性を知らない者は政權について語るべきではない、というのが同社説の主張であり、こうした人材が養成されないうまま国会開設に至ったことは、福沢にとって遺憾であったにちがいない。
- (44) 第一回帝國議會開會直前の明治二三年一月一七日、福沢は慶應義塾出身の衆議院議員、貴族院議員を招いて築地寿美屋にて同窓会を催し、演説を行った。ここで彼は、「諸君が常に自尊自重の大義を重んじ、和して和す可き部分だけは政治上の熱情を離れて同窓の旧情に訴へ、以て帝國議會の波乱を静にする」よう議員たちに「懇願」した(『時事新報』明治二三年一月一九日付)。政治的主体が未熟で、官民が不調和なまま議會が発足するにあたり、せめて慶應義塾出身の政治家には官民を調和させる自立した政治的主体として機能してほしいと期待したのである。なお、第一回衆議院議員選挙で当選した三〇〇名のうち義塾出身者は二八名、第一議會の貴族院議員二五一名のうち義塾出身者は一名であった。
- (45) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、一九五—三八四頁。
- (46) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、三八五—四三六頁。